

多面的機能支払交付金をめぐる状況

高めよう 地域協働の力！



このロゴマークは、地域協働の心、農地・水の情景に彩られた多面体が農業農村の多面的機能をあらわし、それを地域の共同活動の手が守っているというデザインです。

農林水産省農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

令和7年5月

目 次

1. 農業・農村の多面的機能とは	1
2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要	2
3. 日本型直接支払制度の概要	3
4. 多面的機能支払交付金制度の概要	6
5. 多面的機能支払交付金の実施状況	16
6. 多面的機能支払交付金の効果と評価	19
7. 多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援	20
8. 事務負担の軽減に向けた取組	21

1. 農業・農村の多面的機能とは

- 農業の多面的機能とは、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」
(食料・農業・農村基本法第4条)
- 農業の多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるためには、農業の持続的発展とその基盤である農村の振興に努める必要(同法第5条、6条)

多面的機能の分類 (日本学術会議)

1 物質循環系の形成

1) 水循環制御

- ・ 洪水防止(ア)
- ・ 土砂崩壊防止(イ)
- ・ 土壌侵食(流出)防止(ウ)
- ・ 河川流況の安定(エ)
- ・ 地下水かん養(オ)

2) 環境負荷緩和(カ)

2 二次的自然の形成・維持

1) 生物多様性保全(キ)

2) 土地空間保全(ク)

1 地域社会・文化の形成・維持

1) 地域社会の振興

2) 伝統文化の保存(ケ)

2 都市的緊張の緩和

1) 人間性の回復・保健休養・やすらぎ(コ)

2) 体験学習と教育(カ)



2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要（平成26年法律第七十八号）

基本理念

- 1 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。（第2条）

制度の仕組み

各計画に基づき、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払の3つの支払を組み合わせ、計画的に取組を実施

国：基本指針

都道府県：基本方針

市町村：促進計画

活動組織：事業計画

日本型直接支払の対象となる取組

- ①【多面的機能支払】
農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動
- ②【中山間地域等直接支払】
中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
- ③【環境保全型農業直接支援】
自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組

事業計画に記載された事業の実施に対する措置

国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）

日本型直接支払の効果

- ・ 地域の共同活動等を支援することにより農業の有する多面的機能の発揮を促進。
- ・ 担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより農業の構造改革を後押し。

3. 日本型直接支払制度の概要

- 近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が担い手に集中し、規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しします。

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

※金額はR7年度予算額(括弧内はR6年度予算額)

↑
多面的機能の
高度な発揮の

環境保全型農業直接支払
2,804(2,641)百万円

生産方式
に着目

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

↑
多面的機能の
発揮

多面的機能支払
50,048(48,589)百万円

活動内容
に着目

【資源向上支払】

- 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外来種駆除

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

中山間地域等直接支払
28,460(26,100)百万円

対象地域
に着目

- 中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進するため、農業生産条件の不利を補正

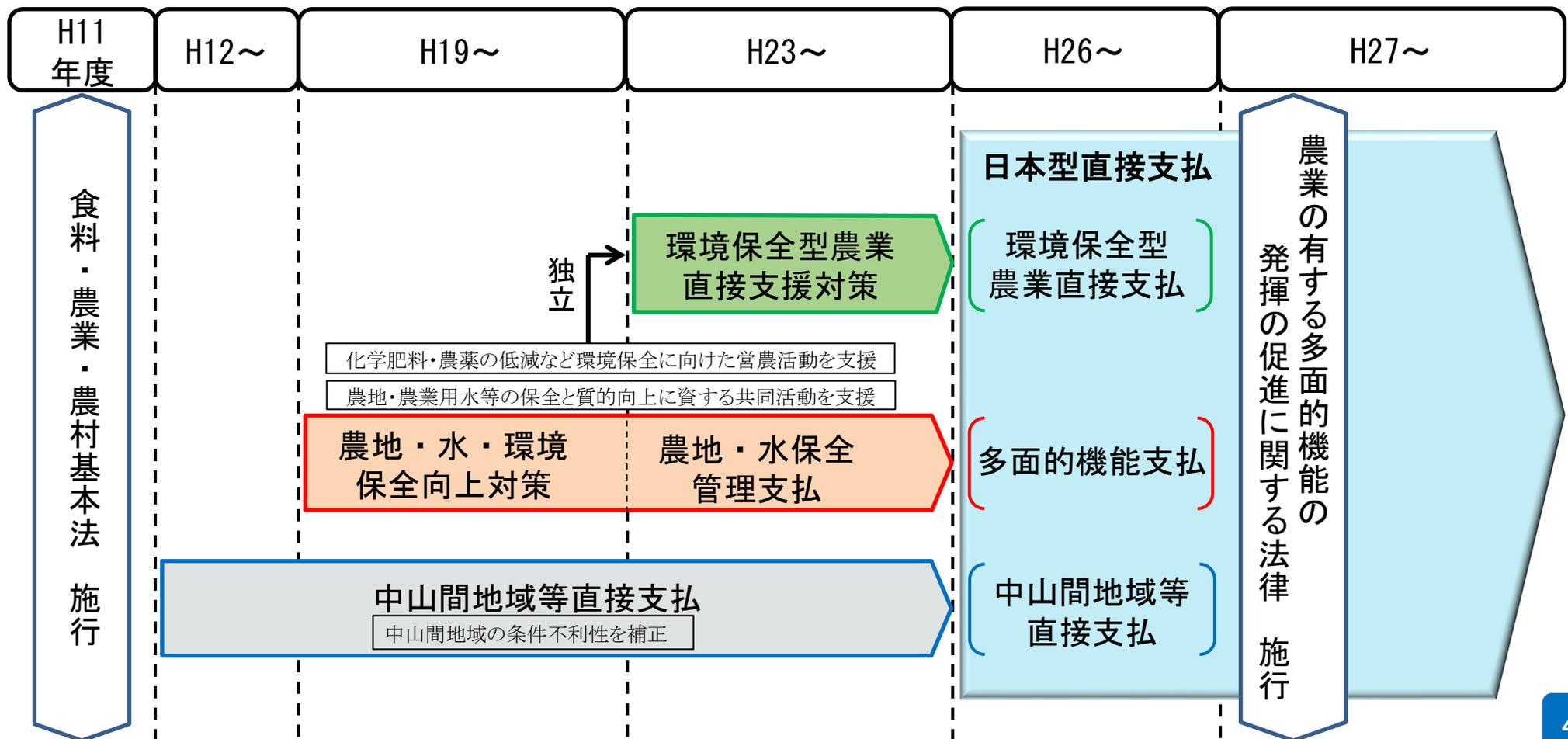
- ・農業生産活動(耕作放棄の防止活動等)
- ・多面的機能を増進する活動(周辺林地の管理、景観作物の作付等)



中山間地域
(山口県長門市)

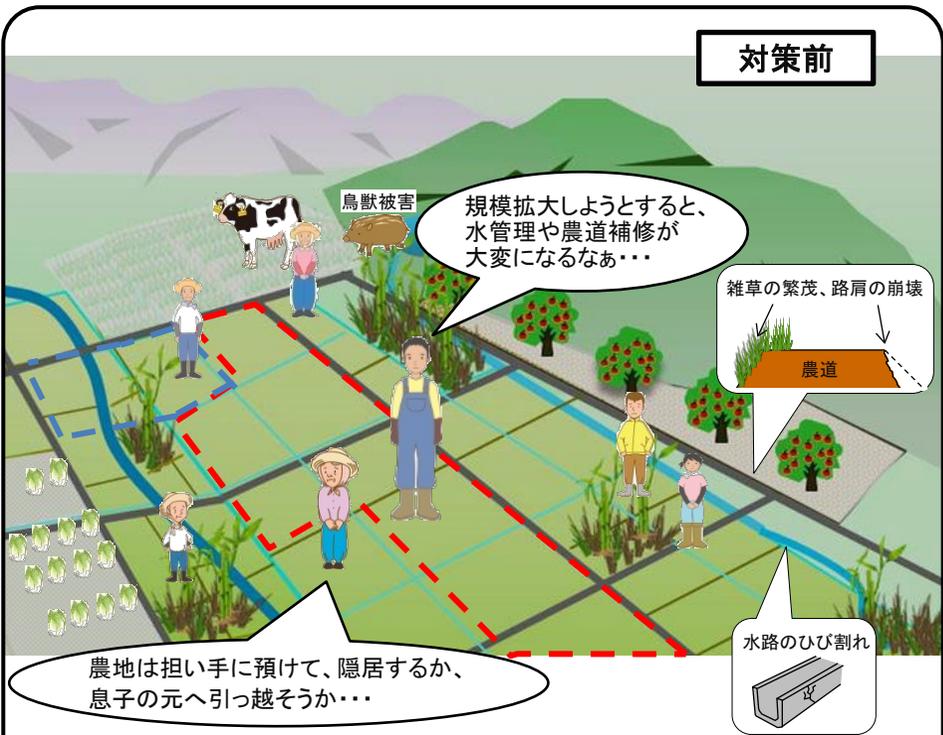
日本型直接支払制度導入までの経緯

- 平成12年度より、中山間地域の条件不利を補填するため、我が国初の直接支払として中山間地域等直接支払を開始。
- 平成19年度より、農地・農業用水等の保全と質的向上に資する共同活動と、化学肥料・農薬の低減など環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策を開始。
- 平成26年度より、日本型直接支払（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）を開始。
- 平成27年度より、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。



(参考) 多面的機能支払交付金で構造改革を後押し

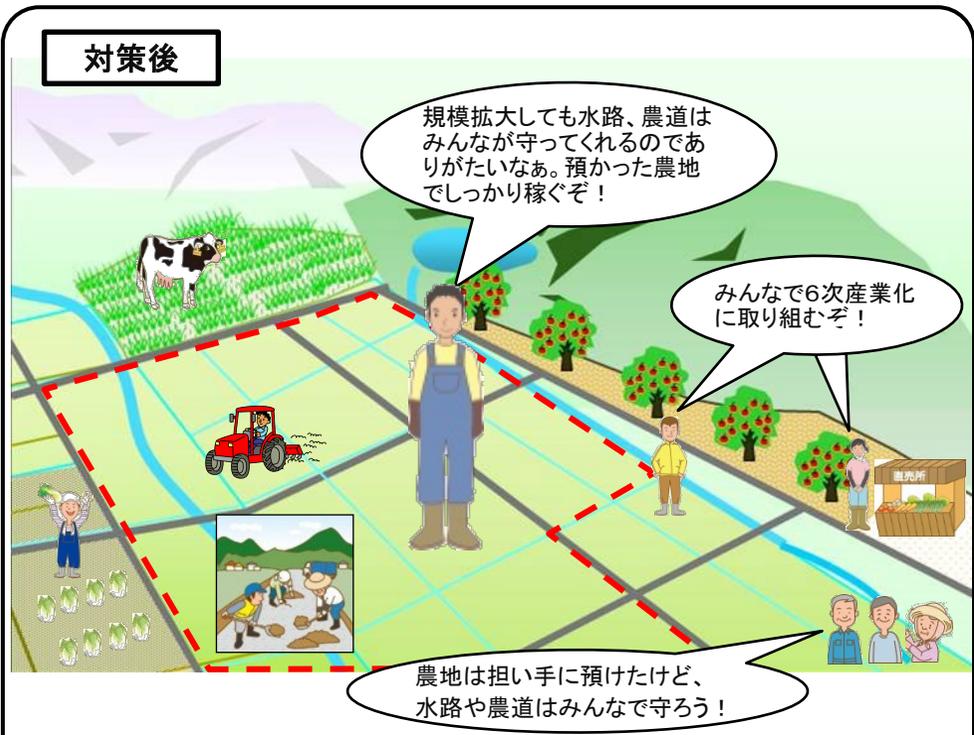
対策前



このまま高齢化等が進めば...

- ・水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大
- ・農地を預けた人の中には地域を離れる人も

対策後



水路や農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援

- ・担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める
- ・担い手への農地集積という構造改革を後押し

多面的機能支払の導入

農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守ることで維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷



水路の泥上げ



道普請

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担

○多面的機能を維持・発揮
○担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売



4. 多面的機能支払交付金制度の概要

(1) 交付対象者・活動の手順

- 地域内の農業者とその他の者が共同で取り組む地域活動を支援。
- 農地維持支払と資源向上支払の一部は、農業者のみの組織でも支援対象。

交付対象者

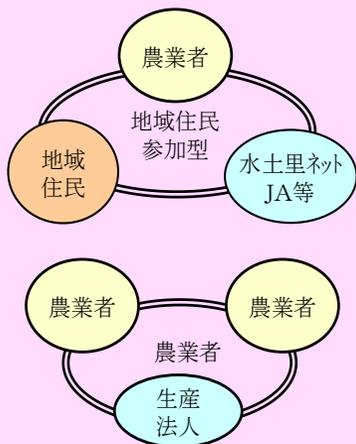
農地維持支払

- 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

又は

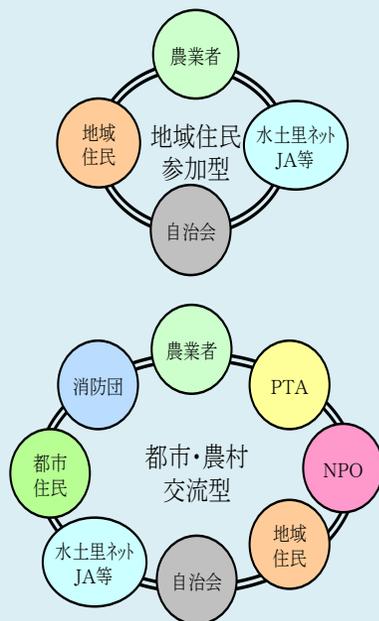
農業者のみで構成される活動組織

- 資源向上支払と同組織での取組が可能



資源向上支払

- 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織



活動の手順

①活動組織の設立

- 活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催し、事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。

②事業計画書の策定

- 活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、事業計画書を策定します。

③事業計画の認定

- 市町村から事業計画の認定を受けます。
- 活動期間は、5年間です。

④申請書類の提出

- 事業計画が認定された後に、当該年度の活動に必要な交付金を市町村へ申請します。

⑤活動の実施

- 交付金を受け、活動計画書に定めた農用地、水路等の保全活動等を計画に基づき実施します。

⑥活動の記録・報告

- 実施した活動は、作業の内容や金銭の収支等について記録し実施状況報告書を作成の上、市町村に提出します。

○ 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金

(1) 農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動
【活動例】



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

(2) 資源向上支払交付金

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

2) 施設の長寿命化のための活動
【活動例】



未舗装農道の舗装



水路の更新

① 施設の軽微な補修
【活動例】



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動
【活動例】



外来種駆除



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 対象活動 農地維持支払

○ 水路の泥上げや草刈り、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える地域共同活動を支援。

農地維持支払

○ 次の①及び②の双方に取り組む場合が支援対象です。

① 地域資源の基礎的保全活動

- ・ 点検・計画策定、実践活動は、協定に位置づけた農用地、施設について毎年度実施（一部、点検結果に基づき実施の必要性を判断）

[主な活動例]

点検・計画策定



施設点検



年度活動計画の策定

研修



組織運営に関する研修



作業安全に関する研修

実践活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

② 地域資源の適切な保管理のための推進活動

- ・ 構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・ 保管理構想の作成 等



これからの農地、水路、農道などの保管理について、みんなで考えて体制を強化していこう！

(3) 対象活動 資源向上支払

- 水路、農道等の軽微な補修、景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援。
- 加えて、農地周りの水路、農道等の補修・更新等による施設の長寿命化のための活動を支援。

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ・施設の軽微な補修は、協定に位置付けた全ての施設等について必要な取組を毎年**度実施**（機能診断結果に基づき実施の必要性を判断）
- ・農村環境保全活動は、**取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマの計画策定、啓発・普及及び実践活動をそれぞれ実施**
- ・多面的機能の増進を図る活動は、**防災・減災力の強化や農村環境保全活動の幅広い展開**（高度な保全活動又は1テーマ以上追加して農村環境保全活動を実施）等を実施

[主な活動例]

①施設の軽微な補修

機能診断



施設の機能診断

実践活動



水路のひび割れ補修

②農村環境保全活動

啓発・普及



生き物調査による啓発

実践活動



外来種駆除

③多面的機能の増進を図る活動

防災・減災力の強化



田んぼダム（田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくりに排水。一時的に水を貯め、洪水被害を軽減）

農村環境保全活動の幅広い展開



水田魚道の設置

(注) 上記③の活動に直ちに取り組みない地区については、交付単価の5/6を乗じた交付金を受けて①及び②の活動に取り組むことも可能

(2) 施設の長寿命化のための活動

- ・農地周りの農業用排水路、農道などの施設の**長寿命化のための補修・更新等**の活動を計画的に実施

[主な活動例]



老朽化した水路壁のコーティング



未舗装の農道をアスファルトで舗装

(参考) 多面的機能の増進を図る活動

- 地域ぐるみの取組の質を高め、地域の知恵や努力に基づく取組を促進・発展させる観点から支援。
- 多面的機能の増進を図る活動に取り組みない地区については、交付単価に5/6を乗じて交付。

a: 遊休農地の有効活用

- ・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、**遊休農地の有効活用のための活動**



野菜栽培体験学習

b: 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

- ・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、**農地利用や地域環境の改善のための活動**



伐採等による緩衝帯の設置

c: 地域住民による直営施工

- ・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための免許取得や技術習得等、**地域住民が参加した直営施工による活動**



直営施工による水路補修

d: 防災・減災力の強化

- ・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、**地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動**



田んぼダム

e: 農村環境保全活動の幅広い展開

- ・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、**農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動及び高度な保全活動**



環境学習

f: やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・ 地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、**地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動**



苗作り作業

野菜の袋詰めとラベル貼り

g: 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する伝統行事の継承等、**文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動**



田植え交流会での田植え唄

h: 広域活動組織における活動支援班による活動の実施【R7拡充】

- ・ 広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が行う活動



広域活動組織における活動支援班による活動事例（草刈隊）

i: 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化【R7拡充】

- ・ 環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた**長期中干し、冬季湛水、夏季湛水、中干し期間の延期、江の設置等の活動**

長期中干し



冬季湛水



j: 都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動

- ・ **地域の特性や課題に応じて、農業の多面的機能の増進に寄与する活動として、特に促進が必要と認める活動**（例：公共用水域の水質保全、希少な野生生物の保護等）



湖沼への代かき期の濁水の流入

土壌流出防止のための植栽



k: 広報活動・農村関係人口の拡大 ※対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています

(参考) 多面的機能支払交付金のこれまでの制度変遷

H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11

第1期対策 第2期対策 第1期対策 第2期対策 第3期対策

農地・水・環境保全向上対策 農地・水保全管理支払 日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金

→H27より多面的機能発揮促進法に基づき実施

農地維持支払交付金

共同活動支援交付金

共同活動支援交付金

資源向上支払交付金（共同）

向上活動支援交付金
(施設の長寿命化のための活動)

資源向上支払交付金（長寿命化）

平成23年度

農業用排水路等の老朽化の進展に対応するため、農地周りの水路・農道等の長寿命化のための補修・更新の取組を拡充。

向上活動支援交付金
(高度な農地・水の保全活動)

経過措置として既採択分の継続 実施が可能

平成30年度

第1期対策の最終年度に開催した第三者委員会の意見を踏まえ、施策評価を行い、本事業の有効性が示された。

令和6年度

第2期対策の最終年度に開催した第三者委員会の意見を踏まえ、施策評価を行い、本事業の有効性が示された。

平成24年度

生態系保全や水質保全等の活動を推進するため、水質、土壌、生物多様性等の地域環境の高度な保全活動の取組を拡充。

平成24年度

リーダーの確保や多様な主体の参画の困難化に対応するため、集落を支える広域的な体制構築の取組を拡充。

平成26年度

地域の共同活動によって支えられている農業の多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、日本型直接支払を創設。

食料・農業・農村基本法の検証・見直しの動向を踏まえる必要があることから期間を1年延期

営農活動支援交付金
(環境保全に向けた先進的な営農活動)

→環境保全型農業直接支援対策に移行

(4) 交付単価・交付の流れ

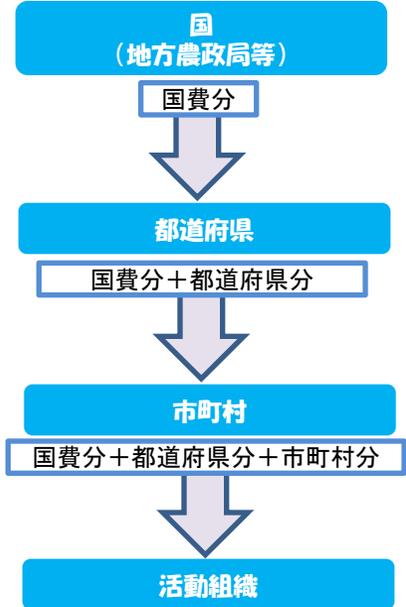
- 国・地方・農業者等に利益が及ぶものであることから、国・地方・農業者等が同等の役割分担をすることとし（国：地方：農業者等＝1：1：1）、国と地方を合わせた交付単価を設定。
- 都道府県と市町村の負担に対して、普通交付税と特別交付税を組み合わせた交付税措置により、地方負担を軽減。

交付単価（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1、2、3 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※4、5、6 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1、2、3 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※4、5、6 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

- ※1：農地・水保管理支払の取組を含め5年間で実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。
- ※2：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。
- ※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。
- ※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します
- ※5：本単価は交付上限額になります。
なお、直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。
- ※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

交付ルート



加算措置

【多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援】

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

【組織の体制強化への支援】

区分	交付単価
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円/組織

【水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援】

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

【環境負荷低減の取組への支援】

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

区分	交付単価	
長期中干し	800	
冬期湛水	4,000	
夏期湛水	8,000	
中干し延期	3,000	
江の設置等	作溝実施	4,000
	作溝未実施	3,000

地方交付税措置

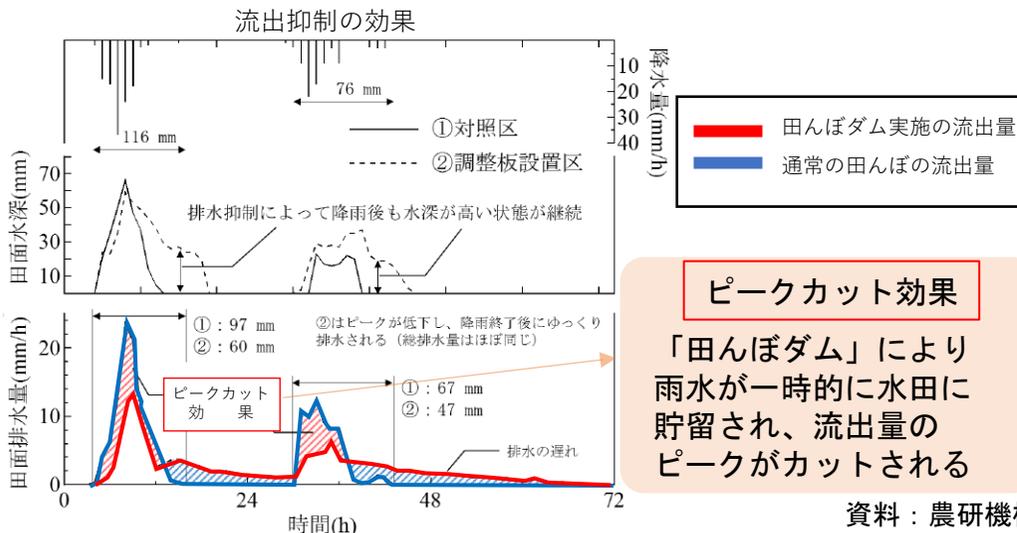
多面的機能支払交付金に係る地方公共団体の負担について、普通交付税で6割を算定し、残余について市町村：6割、都道府県：4割を特別交付税で措置。

水田の雨水貯留機能の強化への支援（田んぼダム加算）

- 近年多発する豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留機能を活用した取組を推進する必要があることから、資源向上支払（共同）の支援対象となっている「田んぼダム」の取組に対して、一定の取組面積等の要件を設けた上で、加算措置を設定。
- 「田んぼダム」の効果発現には面的な広がりが必要であることから、より広範囲で取り込まれるよう支援するもの。

1 加算対象となる「田んぼダム」の定義

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の排水口に流出量を抑制するための落水量調整装置を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組をいう。



2 加算措置の要件

① 市町村による計画の策定

市町村は都道府県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画^{注1}を策定する。

注1: 既に、流域治水プロジェクトの計画等に「田んぼダム」が位置付けられている地域は策定不要

② 活動組織による事業計画の変更

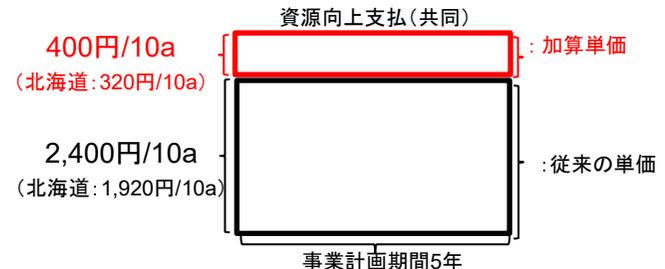
・資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。

・実施面積、年度別計画及び位置図を事業計画書に記載すること。

③ 実施面積

・事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で「田んぼダム」に取り組むこと。

3 加算単価



注) 本支払の活動を5年以上実施、又は長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額とする。

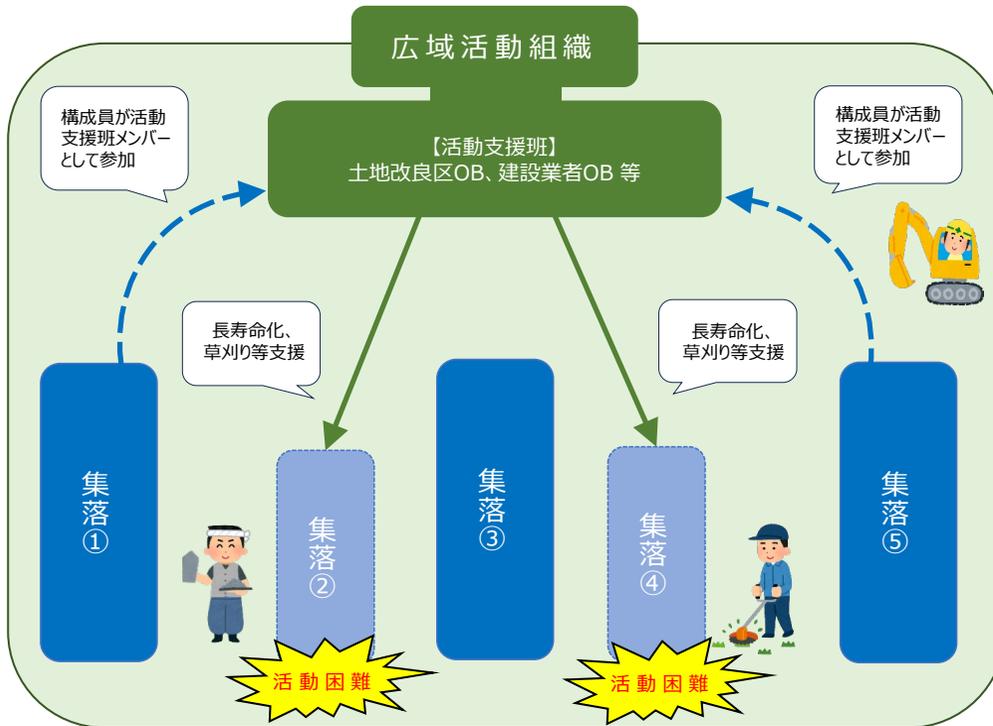
組織の体制強化への支援（活動支援班加算）【R7拡充】

- 活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進するため、広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に、40万円/組織を支援するもの。

1 活動支援班の定義

・複数の集落で構成される広域活動組織において、活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される作業チーム。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



2 加算措置の要件

・活動支援班加算を申請する年度に、広域活動組織※を新たに設立し、併せて活動支援班を設置すること。

※広域活動組織は、旧市区町村区域等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立するもの。

・活動支援班のメンバーは、活動組織の構成員であり、複数人で構成されていること。

3 加算単価

区分	加算単価
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円/組織

注)既に広域活動組織を設置している場合は、本加算の対象外。ただし、多面的機能の増進を図る活動「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」は対象となる。

環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）【R7拡充】

- 環境負荷低減の取組を促進するため、これまで環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、資源向上支払の加算措置(みどり加算)として支援するもの。

1 加算対象となる取組

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と環境負荷低減の取組と組み合わせるもの。

化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

+



長期中干し



冬季湛水



江の設置 等

3 加算単価

(円/10a)

区分	加算単価
長期中干し	800
冬季湛水	4,000
夏季湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置(作溝実施)	4,000
江の設置(作溝未実施)	3,000

注1) 同一ほ場で複数の取組を実施した場合においても、受けられる加算は1つの取組分のみとなる。

注2) R7年度から5年間以上実施した地区は、単価に0.75を乗じた額になる。

2 加算措置の要件

① 対象取組について、環境負荷低減の取組の取組要件を満たすこと(毎年度実施)。

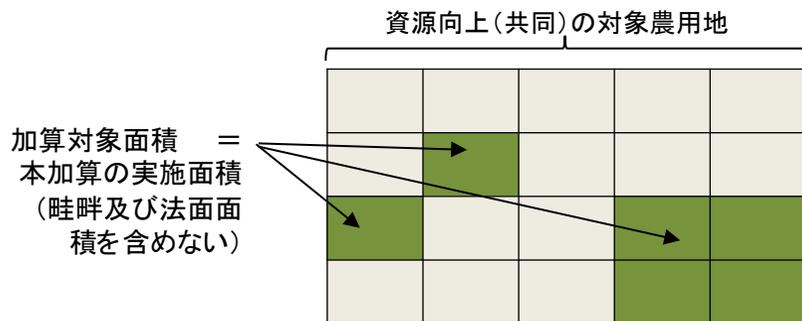
・長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等※
※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等(作溝未実施)として当該取組を実施することを可能とする。

② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせるもの(毎年度実施)。

・主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組。

③ 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

・加算対象面積の考え方は、本加算の実施面積(畦畔及び法面面積を含めない)を加算対象面積(a単位)とする。



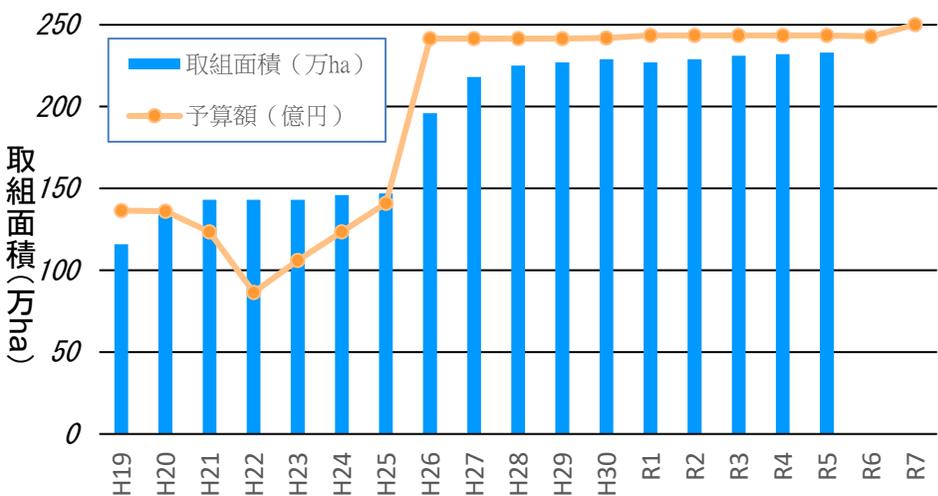
5. 多面的機能支払交付金の実施状況

(1) 予算額、取組面積、広域活動組織等の数

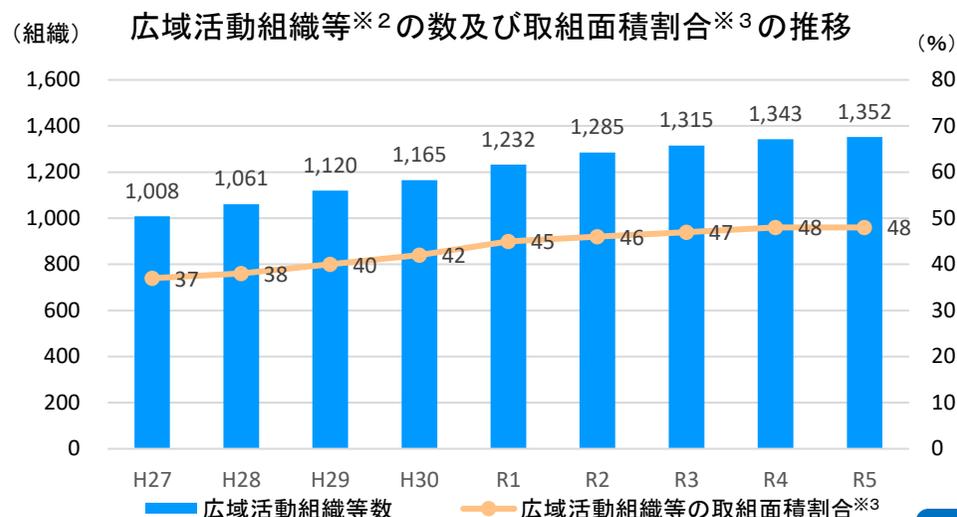
- 農地・水・環境保全向上対策は、平成19年度に創設され、平成26年度からは多面的機能支払交付金として実施。
- 令和5年度は、約2万6千の組織、約233万haの農用地を対象とした活動を支援(カバー率57%)。
- 広域活動組織等の数は約1,300あり、年々増加している。また、広域活動組織等の取組面積は約112万haであり、全体の取組面積(約233万ha)に占める割合は48%で増加傾向にある。

○予算額(国費)、実施面積の推移

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
農地・水保全 管理支払交付金	予算額(億円) ^{※1}	273	272	247	173	212	247	282	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	取組面積(万ha) (共同活動)	116	136	143	143	143	146	147	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多面的機能支 払交付金	予算額(億円) ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	483	483	483	483	484	487	487	487	487	487	486	500
	取組面積(万ha) (農地維持支払)	-	-	-	-	-	-	-	196	218	225	227	229	227	229	231	232	233	-	-



※1 H25までは共同活動支援交付金+向上活動支援交付金+推進交付金
H26からは、農地維持支払交付金+資源向上支払交付金+推進交付金

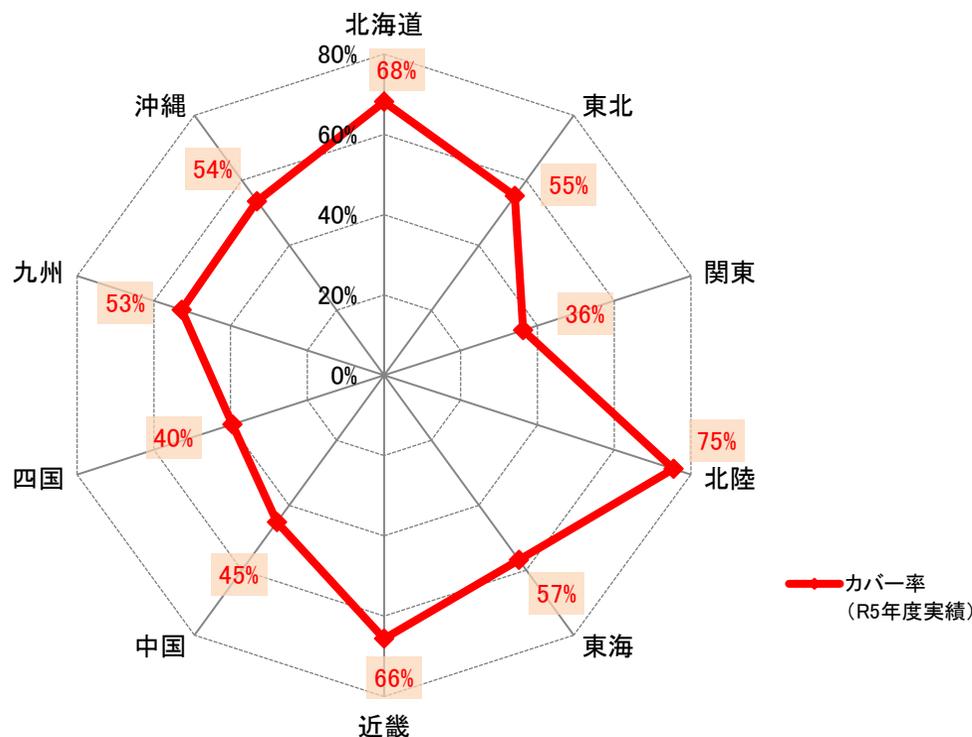


※2 広域活動組織及び広域活動組織と同規模以上の活動組織
※3 広域活動組織等の取組面積÷全体の取組面積

(2) 地域ブロック別及び地目別の実施状況

- 令和5年度の地域ブロック別実施状況を見ると、農用地面積に対する認定農用地面積の比率（カバー率）は、北陸が75%で最も高く、次いで北海道68%、近畿66%となっている。
- 令和5年度の農地維持支払の地目別認定農用地面積を見ると、
 - ・ 認定農用地面積約233万haの内訳は、田が約146万ha、畑が約56万ha、草地在約31万haとなっている。
 - ・ カバー率は、田が66%、畑が46%、草地在45%となっている。

①地域ブロック別の実施状況（令和5年度実績）



②地目別認定農用地面積とカバー率（令和5年度実績）

	認定農用地面積 ※1 (ha) A	農用地面積 ※2 (千ha) B	カバー率 A/B
全体	2,330,950	4,116.4	57%
田	1,463,032	2,208.2	66%
畑	555,179	1,209.6	46%
草地	312,740	698.6	45%

※1: 認定農用地面積は、対象組織が事業計画に位置付けて活動を実施する農用地の面積。
 ※2: 農用地面積は、「令和4年農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

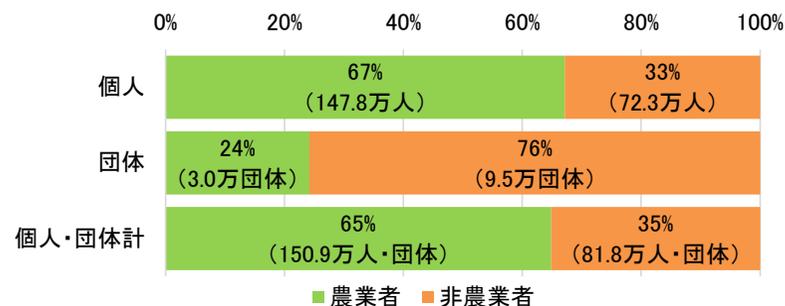
(3) 活動組織の構成・規模（農地維持支払）

- 全国の対象組織には、農業者・非農業者合わせて232万7千人・団体が参画しており、このうち非農業者は81万8千人・団体で全体の3割以上を占めている。対象組織に参画する団体は、自治会、子供会、女性会等多様な主体により構成。
- 非農業者の参画割合の推移を見ると、令和元年度以降、ほぼ横ばいとなっている。

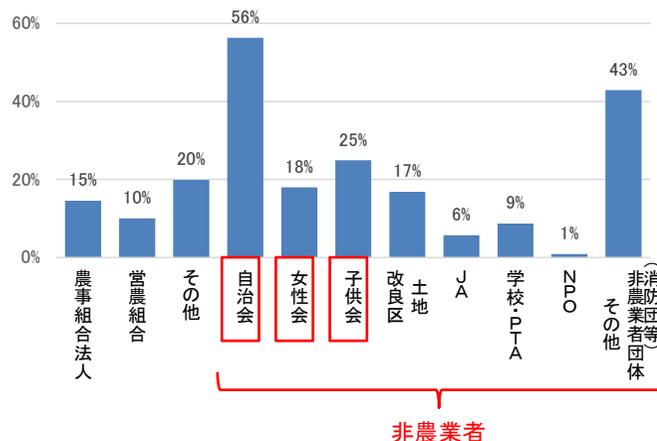
対象組織の構成員数

個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 〔農事組合法人、 営農組合等〕	その他 〔自治会、子供会、 女性会等〕
147万8千人	72万3千人	3万団体	9万5千団体
合計 232万7千人・団体			

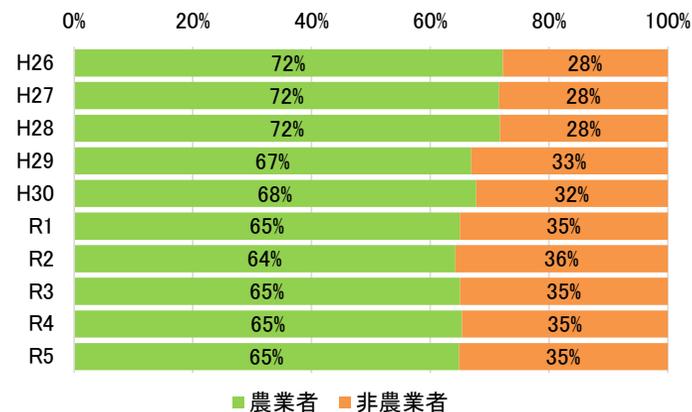
対象組織の構成員構成割合



対象組織への各団体の参画割合



対象組織の構成員構成割合の推移



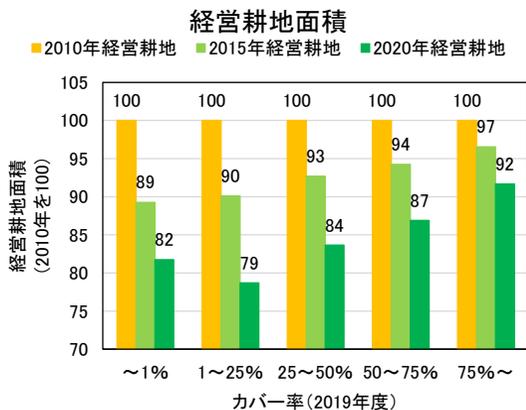
6. 多面的機能支払交付金の効果と評価

○ 持続可能性向上の観点から、本交付金の効果について「資源と環境」「社会」「経済」の3つの項目に整理し、評価したところ、本交付金の取組が各項目に寄与していることが確認され、農業の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししているとの結果。（令和6年8月施策の評価）

○資源と環境：地域資源の適切な保安全管理

本交付金のカバー率が高い市町村では経営耕地面積の減少率が小さい傾向。

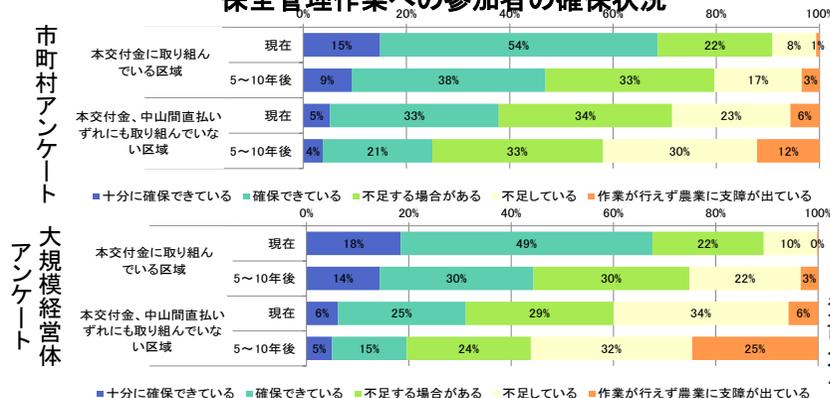
経営耕地面積と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係



○資源と環境：農業用施設の機能維持・増進

水路や農道の草刈り等の保安全管理作業への参加者の確保状況は、本交付金に取り組んでいる区域では、確保できている割合が高い。

保安全管理作業への参加者の確保状況

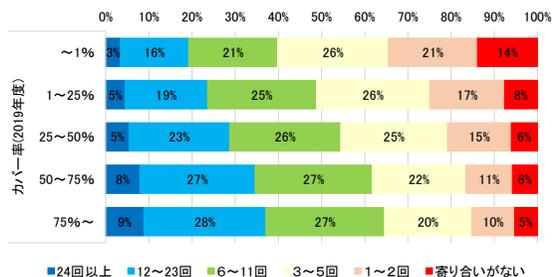


資料：令和3年度市町村アンケート、大規模経営体アンケート

○社会：農村のコミュニティの維持・強化への貢献

本交付金のカバー率が高い市町村では、寄り合いの開催回数が多い集落の割合が高い傾向。

寄り合いの開催状況と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係

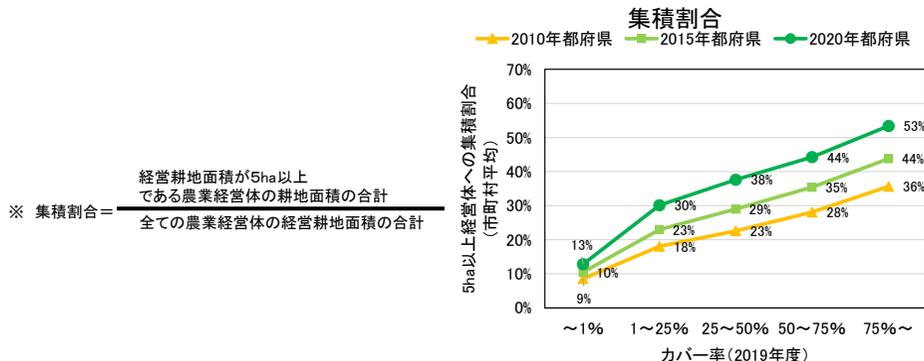


※ 各カバー率の範囲に該当する市町村の平均値を示したもの。

○経済：構造改革の後押し等地域農業への貢献

本交付金のカバー率が高い市町村ほど集積割合が高い。

農地利用集積割合と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係



※ 集積割合 = $\frac{\text{経営耕地面積が5ha以上である農業経営体の耕地面積の合計}}{\text{全ての農業経営体の経営耕地面積の合計}}$

7. 多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

【支援対象】

○対象組織が活動計画書に位置付けている「**保安全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池**」。

【支援内容】

○農地維持活動による「**堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能**」。

○国が別途通知した甚大な自然災害の場合には、被災した施設の「**小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能**」。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、**特例措置適用実績報告表により事後報告することで、交付金の返還を免除**。

○また、災害対応に十分な資金が無い場合は「**別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能**」。

農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

特例措置のイメージ

	4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画	泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等

甚大な自然災害が発生

実施	予定どおり実施済み	災害復旧活動を実施 (計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い)
----	-----------	---

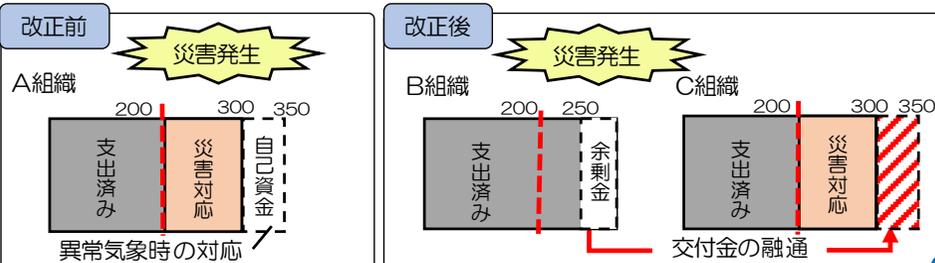
小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



地震により破損した水路を地域共同で補修（外注も可能）

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

＜年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例＞



8. 事務負担の軽減に向けた取組

- 事務の効率化に向け、多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の両支払に取り組む地域における事務局の一元化や事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等を推進。

事務手続きの簡素化

事務負担の軽減に向け、順次、様式の簡素化及び様式の入力負担の軽減を図ることとしており、令和7年度には、様式の入力欄の簡素化、中山間地域等直接支払との活動記録及び金銭出納簿の共通化、入力を容易にする工夫や入力ミスを防ぐための工夫等の入力負担の軽減を措置。

令和7年度の制度改正に合わせて、以下の事務負担を軽減

① 様式の簡素化

住所の記入欄の削除、活動計画の記入欄の簡素化、開始時間と活動区分の記入欄の削除等

② 中山間直接支払との様式の共通化

活動記録と金銭出納簿の共通化

③ 様式の入力負担の軽減

数式等の変更防止（入力制限の設定）、備考欄の記入ルールの変更



各細は次ページ以降に記載

8. 事務負担の軽減に向けた取組

① 様式の簡素化

構成員名簿

○住所の記入欄の削除

様式の記入作業の省力化や個人情報の取扱いの観点から、住所の記入欄を廃止。

(規約別紙)

○年○月○日

○○活動組織構成員一覧

以下3.の構成員は、○○活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めま

す。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員

住所の記入欄を削除

記入項目

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 分類 氏名 住所 団体名等 | ➔ | <ul style="list-style-type: none"> 分類 氏名 住所 団体名等 |
|--|---|---|

活動計画書

○活動計画の記入欄の簡素化

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画については、月別の記入欄を廃止し、各活動項目の欄に○を記入するよう変更。

(例)

これまで 活動ごとに実施予定月の記入が必要

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
施設 の 軽 便 化 策 定	機能診断 24 農用地の機能診断	○	○													
	25 水路の機能診断		○													
	26 農道の機能診断	○	○													
	27 ため池の機能診断															
	28 年度活動計画の策定		○													

改正後

実施予定の有無のみの記入に変更

活動区分	活動項目	計画
施設 の 軽 便 化 策 定	機能診断 24 農用地の機能診断	○
	25 水路の機能診断	○
	26 農道の機能診断	○
	27 ため池の機能診断	
	28 年度活動計画の策定	○

8. 事務負担の軽減に向けた取組

① 様式の簡素化

活動記録

○開始時間と活動区分の記入欄の削除等

様式の記入作業の省力化を図るため、活動の開始時間と活動区分の記入欄を廃止。また、活動時間の入力を選択式に、日付順に自動で行を並び替える機能を追加するなど、様式の改善を行った。

活動時間の入力は選択式に

活動区分の記入欄を削除

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号 (左詰め)				内容	
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数					支区分	活動項目
4/1	3.5時間	10人	5人	15人	6	14			農地維持	6 鳥獣害防護柵等の保守管理,14 ため池の泥上げ
4/8										

開始時間の記入欄を削除

日付順に自動で並び替え

② 中山間直接支払との様式の共通化

○活動記録と金銭出納簿の共通化

中山間直接支払との一体的な運用を図るため、従来より多面的機能支払で使用してきた活動記録と金銭出納簿について、中山間直接支払においても使用することが可能に。

【中山間直接支払】

- ・活動日誌(参考様式)
- (※金銭出納簿は参考様式なし)

【共通化】

- ・活動記録
- ・金銭出納簿 (中山間直接支払は参考様式)

【多面的機能支払】

- ・活動記録
- ・金銭出納簿

8. 事務負担の軽減に向けた取組

③ 様式の入力負担の軽減

様式全般

○数式等の変更防止 (入力制限の設定)

誤って数式等が変更されることを防ぐため、部分的にセルのロックを設定。

(校閲タブの「シート保護の解除」をクリックすると編集が可能に。)

(例)

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	3,000 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

 編集可

 編集不可

実施状況報告書

○備考欄の記入ルールの変更

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画書どおりに活動が行われている場合、備考欄への記入が不要に。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的実	点検・計画策定	1 点検	○	○	
		2 年度活動計画の策定	○	○	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修	○	○	実施(予定)年度:○年
		機械の安全使用に関する研修	○	○	実施(予定)年度:○年
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	-	-	遊休農地解消面積 a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	-	-	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	-	-	
		7 水路の草刈り	○	×	
水路	8 水路の泥上げ	○	○		

記入する必要がある場合は、黄色に表示

改正後

・「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施目等を記入
→削除

・「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入

8. 事務負担の軽減に向けた取組

③ 様式の入力負担の軽減

活動計画書

○交付単価の入力支援

交付単価の転記ミスや計算ミスを防ぐため、①入力された都道府県名の情報を基に、実施要綱に示す交付単価が反映されるほか、②該当する取組状況を選択することで、条件に応じた適切な交付単価が入力される入力支援機能を追加。

改正後

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	① 交付単価	年当たり交付金額
田	a	2,400 円/10a	円
畑	a	1,440 円/10a	円
草地	a	240 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

②

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む			
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む			
①のみ該当 (修正なし)	<input type="checkbox"/>	②のみ該当 (単価×0.625)	<input type="checkbox"/>
①②に該当 (単価×0.75)	<input type="checkbox"/>	該当なし (単価×5/6)	<input type="checkbox"/>

(2) 資源向上支払（共同）

②の取組状況の該当パターンを選択

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	1,800 円/10a	円
畑	a	1,080 円/10a	円
草地	a	180 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む			
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む			
①のみ該当 (修正なし)	<input type="checkbox"/>	②のみ該当 (単価×0.625)	<input type="checkbox"/>
①②に該当 (単価×0.75)	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし (単価×5/6)	<input type="checkbox"/>

条件に応じた適切な交付単価に自動で修正

事務の効率化の例※

いといがわし

※ 多面的機能支払優良事例から抜粋して掲載

○糸魚川市日本型直接支払運営委員会（新潟県糸魚川市）

- 平成26年度、市内33集落からなる「糸魚川広域協定」に基づく広域活動組織を設立。
- 平成27年度、更なる事務の効率化等を図るため、市の呼び掛けで日本型直接支払3支払（多面支払、中山間直払、環境直払）の事務支援を行う「糸魚川市日本型直接支払運営委員会」を設置。
- 運営委員会では、各支払から役員を選出して情報を集約するとともに、専属職員が事務を担当。



日本型直接支払運営委員会

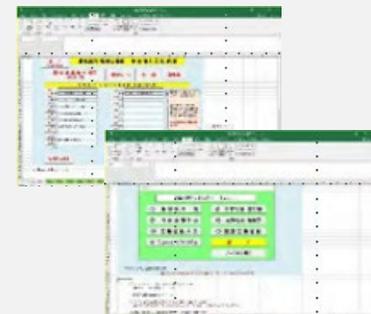


日本型直接支払事務局

おたわらし

○大田原市多面的機能支払推進協議会（栃木県大田原市）

- 平成19年度から市独自の多面的機能支払支援ソフトを導入し、活動組織の事務負担軽減にいち早く取り組み。
- 平成24年度、更なる事務負担の軽減のため、市で推進協議会を設立し、活動組織からの事務受託を開始。



活動組織では、マクロが組まれたエクセルファイルで金銭出納簿、活動記録、参加者支払調書等を作成

多面的機能支払メールマガジン 農村ふるさと保全通信

多面的機能支払の先進活動組織やリーダーの紹介、制度情報など、活動組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、農林水産省が発行しているメールマガジンの新規配信登録の入力フォームからご登録ください。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

【農村ふるさと保全通信への投稿】

皆様の活動組織の紹介など、メールマガジンの原稿を随時、受付しています。

以下のアドレスにお送りください。

tamen_ml@maff.go.jp

バックナンバーは
QRコードからもご覧
いただけます



ご登録を
お願いします！



Facebookもチェック



農村振興局Facebookでは農業・農村振興施策や地域の取組などを写真や動画とともにお届けしています！

<https://www.facebook.com/nouson.maff/>



農林水産省
農村振興局



いいね！

してね！



小学生向けに学習コンテンツ公開！



農林水産省では、次世代を担うこどもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください。



株式会社NHKエデュケーショナルホームページよりご覧いただけます。

<http://www.nhk-ed.co.jp/business/kyozai/nougyou>